

プラットフォーム(PF)におけるデータ取扱いルールの実装ガイダンス ver1.0 の検討状況

2021年12月9日

内閣府 知的財産戦略推進事務局

背景：知的財産推進計画2020

現状と課題

- 世界が「データ駆動型社会」へと進む中、競争の焦点は、バーチャルデータ(※) の利活用から、リアルデータ (※) の利活用にシフト。
- 豊富で質の高いリアルデータ (※) を有するという強みを持っている我が国としては、リアルデータの利活用を推進するため、適切なルール整備が急務。
- 一方、欧州は、2020年2月19日に公表された「EUの新デジタル戦略」において、「データガバナンスに係る法的枠組の提案（2020第4四半期）」、「データ法の提案」（2021）を掲げ、法制化を目指す動きを示している。
- G20大阪サミットでとりまとめた「信頼ある自由なデータ流通」(DFFT)の考え方に沿った国際的なルール作りの加速が重要。国内におけるルール形成を深化させ、その成果を海外に展開し、国際的な議論を主導することが必要。

※バーチャルデータ：Web（検索）、SNSなどのネット空間での活動から生じるデータ

⇒マーケティング分析、ターゲット広告等で既に活用が進む。

※リアルデータ：健康情報、走行データ、製品の稼働状況等や個人・企業の実世界での活動についてセンサー等により取得されるデータ

⇒健康管理サービス、自動診断、都市交通需給管理、自動走行、製造プロセス最適化等での活用

取り組む施策

リアルデータをはじめとするデータの利活用を推進するため、データ・ガバナンスに係るルール整備のあり方について関係府省で検討。

背景：欧州のデータ取扱いルールの動向

	パーソナルデータ	ノンパーソナルデータ
2016年	GDPR 権利付与 ・各国バラバラだった取り扱いを統一 ・個人に自らの個人情報へのアクセス権、ポータビリティ権等を付与	
2017年		欧州データ経済の構築 政策選択肢の提示 ・機械生成データの活用を促すべく、様々な政策オプションを提示 例：①契約の透明性・公正性等についてのガイダンス（ソフトロー） ②不公正な契約防止のための契約ルール（行為規制） ③data producer's right（権利付与） 権利付与への批判多く、以降、ソフトロー・行為規制のアプローチへ
2018年	共通欧州データ空間に向けて ソフトロー ・オープンデータ指令の提案⇒2019年発効 ・BtoBデータ共有原則①契約の透明性、②共有価値の創造、③相互の商業的利益と営業秘密の保護、④ゆがみのない競争確保、⑤ロックイン最小化 ・BtoGデータ共有原則	
		非個人データのEU域内自由流通枠組み規則 行為規制 ・域内データローカライゼーション規制禁止 ・クラウド間データ移転を認める自主規制作成の要請
2019年	オープンデータ指令 行為規制 ・公的機関のデータ、高価値データセット（モビリティ・気象・地理情報等）の公開時のルール（機械可読・API提供義務等）	
2020年	欧州データ戦略 方向性の提示 欧州の価値と基本的権利、人間中心という信念に基づき、全EU市民がより良い意思決定ができ、世界で最も魅力的で安全でダイナミックなデータ活用社会となることを目指すとしたい、ルールに関してはデータガバナンス法とデータ法の計画を発表。	
	データガバナンス法 行為規制 ①官保有のパーソナルデータや知財・営業秘密を含むデータの二次利用を促進するため、パーソナルデータの匿名化・営業秘密の削除、排他的利用の合意の禁止、欧州外移転の際の要件等を規定 ②中立で信頼できるデータ共有サービスを介してデータ共有を促進すべく、 データ共有サービス提供者の認可枠組みを創設 ③企業・個人による公益のための自発的なデータ提供を促すべく、 公益利用するデータを収集する団体の認定枠組みを創設 ④加盟国のエキスパートグループで構成され、この法律の適用をCommissionにアドバイス・サポートする 欧州データイノベーション会議を創設	
2021年	データ法(今後発行予定)：分野横断のデータ共有を促すべく、公益目的でのB to G共有促進策、共同生成データのB to B共有促進策等が盛り込まれる予定	

パーソナルデータはGDPRによるデータ主体（個人）保護。ノンパーソナルデータは、ソフトロー⇒ハードロー（行為規制）と段階的にアプローチ。競争法的観点も随所にみられる

新たなデータ取扱いルールオプション

	新たなルールオプション	概略	留意事項
①	データ流通基盤（データ取引市場、データサービスプラットフォーム）ごとのルール策定	データ流通基盤上のデータ取引における、自身が提供するデータへのアクセスや移動等に関するデータ提供者の権限や、データを第三者へ提供する際の利用条件等に関するルールを、データ流通基盤の運営者に策定させる	<ul style="list-style-type: none"> • 欧州のアプローチに近い（データ共有サービス提供者への規制） • 相対取引など、データ流通基盤を通さないデータ流通形態も存在することに留意要
②	契約締結の際のルール策定	自身が提供するデータへのアクセスや移動等に関するデータ提供者の権限や、データを第三者へ提供する際の利用条件等、データ取引に関する契約を締結する際に決めるべき事項をルール化する	<ul style="list-style-type: none"> • データ流通基盤を通さない個別のデータ取引形態も広くカバーできる • 契約条項の在り方について一律のルール化が可能かどうか要検討（利用目的・分野毎のルール化、PoCから始めるべきか） • 「規制」については、契約の自由を制限してまで規制介入するべき事由があるか慎重に検討すべき
③	データ提供者にデータのコントロール権を付与	データ提供者が、法的な権利に基づいて、自身が提供するデータへのアクセス、移動等を要求できるようにする	<ul style="list-style-type: none"> • データ提供者にとっては不安感の除去につながる一方、データ利用者を萎縮させ、かえってデータ流通を阻害するとの懸念も存在 • 権利関係が複雑化しないよう、権利対象となるデータ、権利の内容、行使の条件等を定義可能か、慎重な検討が必要
④	データ利用者組織内のデータ管理・取扱ルール策定	データを利用する側のデータ管理・取扱（データ・ガバナンス）を標準化し、認証により見える化する	<ul style="list-style-type: none"> • データ提供者の不安感除去につながるか要検討

上記各々について、(1)ハードロー、(2)ソフトロー（ガイドライン、共同規制等）、(3)ハードローとソフトローの組み合わせ、による対応が考えられる。

データ戦略における分野横断/分野別プラットフォームに適用できるよう、上記①を検討

プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装に関するSWG

データ戦略推進WG

設置根拠	デジタル社会推進会議 議長決定	主査	内閣総理大臣補佐官
構成員	砂金 信一郎 LINE株式会社執行役員AIカンパニーカンパニーCEO 遠藤 信博 一般社団法人日本経済団体連合会サイバーセキュリティ委員長 日本電気株式会社取締役会長 太田 直樹 株式会社New Stories代表取締役 佐藤 創一 一般社団法人新経済連盟政策部長 越塚 登 東京大学大学院教授 後藤 厚宏 情報セキュリティ大学院大学学長 下山 紗代子 一般社団法人リンクデータ代表理事/インフォ・ラウンジ株式会社取締役 庄司 昌彦 武蔵大学教授 手塚 悟 慶應義塾大学教授 村井 純 慶應義塾大学教授 渡部 俊也 東京大学未来ビジョン研究センター教授	内閣官房デジタル市場競争本部事務局次長 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局次長 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官 内閣府知的財産戦略推進事務局次長 個人情報保護委員会事務局審議官 総務省大臣官房総括審議官(情報通信担当) 文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官 経済産業省商務情報政策局長 デジタル審議官 デジタル庁CA (Architect) デジタル庁CTO (Technology) データ戦略統括 デジタル庁統括官 (デジタル社会共通機能担当) デジタル庁統括官 (国民向けサービス担当)	
	項目検討	○ データ戦略の推進方策	

トラストを確保したDX推進SWG

構成員
 座長：手塚 悟 慶應義塾大学教授
 有識者：トラストに関する学者、トラストサービス事業者、監査法人、弁護士など
 総務省
 法務省
 経済産業省

検討項目
 ○ トラストスコープの再整理
 ○ DXで必要となるトラストニーズ及び実態調査
 ○ アシユアランスレベル分類
 ○ トラスト枠組みの基本的考え方

プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装に関するSWG

構成員
 座長：渡部 俊也 東京大学未来ビジョン研究センター教授
 有識者：法学者、法律家、データ仲介事業者など
 内閣府

検討項目
 ○ データ取扱いルール実装のガイダンス

EBPM推進委員会

構成員
 会長：内閣官房副長官補 (内政担当)
 副会長：内閣官房内閣審議官 (行政改革推進本部事務局次長)
 内閣府政策統括官 (経済社会システム担当)
 デジタル庁統括官 (戦略・組織担当)
 総務省行政評価局長
 総務省政策統括官 (統計制度担当)
 会長の指定する職にある各府省庁のEBPM統括責任者

検討項目
 ○ 政府横断的なEBPMの取組推進
 ○ 統計等データの整備・改善

準公共・相互連携作業グループ

体制
 リーダー：越塚登 東京大学大学院教授
 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
 デジタル庁国民向けサービスグループ 等

検討項目
 ○ 準公共分野・相互連携分野のデジタル化やデータ連携の推進方策の検討

- 渡部 俊也 (主査) 東京大学未来ビジョン研究センター教授
- 井川 甲作 株式会社 EARTHBRAIN 執行役員 CIO兼 Landlog カンパニープレジデント
- 生貝 直人 一橋大学大学院法学研究科 准教授
- 太田 祐一 株式会社 DataSign CEO
- 越塚 登 東京大学大学院情報学環 教授
- 沢田 登志子 一般社団法人 EC ネットワーク 理事
- 宍戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科 教授
- 田丸 健三郎 日本マイクロソフト株式会社 業務執行役員 ナショナルテクノロジーオフィサー
- 津田 麻紀子 西村あさひ法律事務所 アソシエイト弁護士
- 増島 雅和 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
- 眞野 浩 EverySense, Inc CEO
- 望月 健太 法律事務所 LAB-01 ニューヨーク州弁護士

包括的データ戦略の概略とSWGのミッション

ビジョン 現実空間とサイバー空間が高度に融合したシステム（デジタルツイン）により、新たな価値を創出する人間中心の社会

データ戦略のアーキテクチャ

人材・セキュリティ	戦略・政策
	組織 { 行政 民間
	ルール { データ ガバナンス 連携 ルール
	連携基盤 (ツール)
	データ
	利活用環境
	インフラ

第一次取りまとめ	
データ戦略の理念とデータ活用の原則の提唱	
社会実装・業務改革 デジタルツインの視点で ビジネスプロセスの見直し	
トラストの枠組み整備 トラストの要素（意思表示の証明、 発行元証明、存在証明）を整理	
プラットフォームの整備 分野共通ルールの整理 分野毎のPFにおける 検討すべき項目の洗い出し (官民検討の場、ルール、ツール等)	
ベース・レジストリの整備 オープンデータ データマネジメント	
引き続き検討すべき事項	
データ利活用の環境整備 民間保有データの 活用の在り方	
人材／国際連携／インフラ	

包括的データ戦略 検討項目

<ul style="list-style-type: none"> データ活用原則 (①データがつながり、使える、②勝手に使われない、安心して使える、③みんなで協力する) 行政におけるデータ行動原則の構築 ①データに基づく行政(文化の醸成)、②データエコシステムの構築、③データの最大限の利活用 PFとしての行政が持つべき機能 								
<ul style="list-style-type: none"> デジタル庁の策定する情報システムの整備方針にデータ戦略を反映 								
<ul style="list-style-type: none"> トラスト基盤の構築（認定スキームの創設） 【デジタル庁を中心として関係省庁が協力して、2020年代早期の実装を目指す】 トラスト基盤構築に向けた論点整理 (トラスト基盤の創設[各プレイヤーの役割の明確化]、認定基準、国際的な相互承認 等) 								
<ul style="list-style-type: none"> データ連携に必要な共通ルールの具体化、ツール開発 データ流通の促進と阻害要因の払拭のためのルール (意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入/ロックイン防止 等) 【デジタル庁と知財本部事務局は、2021年未までにガイドライン策定】 重点的に取り組む分野(防災、健康・医療・介護、教育等)のPF構築 【関係省庁はデジタル庁と協力して、2025年迄までに実装する】 データ取引市場のコンセプトの提示 								
<ul style="list-style-type: none"> ベース・レジストリの指定（法人3情報、地図情報、法律・政令・省令、支援制度 等） ベース・レジストリの整備に向けた課題の抽出と解決の方向性の検討 【デジタル庁と関係省庁は協力して、2025年までの実装を目指す】 データマネジメントの強化／オープンデータの推進 								
<table border="1"> <tr> <td>デジタルインフラ</td> <td>・通信インフラ (Beyond 5G) (2025年大阪・関西万博にて成果提示)、計算リソース (富岳等コンピューティングリソースの民間利用、半導体デジタル産業戦略)、データ取扱いのルール等の一体的整備</td> </tr> <tr> <td>人材・組織</td> <td>・データ戦略に必要な人材像、CDO(Chief Data Officer)の設置</td> </tr> <tr> <td>セキュリティ</td> <td>・セキュリティ・バイ・デザインの推進、安全安心なサイバー空間の利用環境の構築</td> </tr> <tr> <td>国際展開</td> <td>・理念を共有する国との連携や様々なフォーラムにおけるDFFTの推進 (貿易、プライバシー、セキュリティ、トラスト基盤、データ利活用、次世代インフラ) ・G7 DFFTロードマップへのインプット(2023年G7日本会合を見据え成果を目指す)</td> </tr> </table>	デジタルインフラ	・通信インフラ (Beyond 5G) (2025年大阪・関西万博にて成果提示)、計算リソース (富岳等コンピューティングリソースの民間利用、半導体デジタル産業戦略)、データ取扱いのルール等の一体的整備	人材・組織	・データ戦略に必要な人材像、CDO(Chief Data Officer)の設置	セキュリティ	・セキュリティ・バイ・デザインの推進、安全安心なサイバー空間の利用環境の構築	国際展開	・理念を共有する国との連携や様々なフォーラムにおけるDFFTの推進 (貿易、プライバシー、セキュリティ、トラスト基盤、データ利活用、次世代インフラ) ・G7 DFFTロードマップへのインプット(2023年G7日本会合を見据え成果を目指す)
デジタルインフラ	・通信インフラ (Beyond 5G) (2025年大阪・関西万博にて成果提示)、計算リソース (富岳等コンピューティングリソースの民間利用、半導体デジタル産業戦略)、データ取扱いのルール等の一体的整備							
人材・組織	・データ戦略に必要な人材像、CDO(Chief Data Officer)の設置							
セキュリティ	・セキュリティ・バイ・デザインの推進、安全安心なサイバー空間の利用環境の構築							
国際展開	・理念を共有する国との連携や様々なフォーラムにおけるDFFTの推進 (貿易、プライバシー、セキュリティ、トラスト基盤、データ利活用、次世代インフラ) ・G7 DFFTロードマップへのインプット(2023年G7日本会合を見据え成果を目指す)							

プラットフォーム(PF)上でデータ流通が進むよう、データ流通の阻害要因となるステークホルダーの懸念・不安感を払拭するためのデータ取扱いルールの在り方を検討 ⇒ ルール検討の視点と手順をガイダンス化

ガイドンスver1.0の狙い・対象

狙い：データ流通の阻害要因となるステークホルダーの懸念・不安感を払拭し、PF上でデータ流通が進むよう、データ取扱いルールを適切に実装できるようにすること

ステークホルダーの懸念・不安感 (データ流通の阻害要因)

- 1. 提供先での目的外利用 (流用)
- 2. 知見等の競合への横展開
- 3. パーソナルデータの適切な取り扱いへの不安
- 4. 提供データについての関係者の利害・関心が不明
- 5. 対価還元機会への関与の難しさ
- 6. 取引の相手方のデータガバナンスへの不安
- 7. 公正な取引市場の不足
- 8. 自身のデータが囲い込まれることによる悪影響

PF上でデータ流通を促進するには

- 1. ステークホルダーの懸念・不安感を特定してリスク対応ポリシーを定め、
- 2. データ取扱いルールを策定し
- 3. PF運用の結果判明する課題に対応してルールを更新することが必要。

⇒そのための検討の視点と手順をガイドンス化

**対象となるPF： ①関係省庁がデジタル庁と協力して実装をめざす分野別のPF
②分野横断のデータ連携基盤DATA-EX**

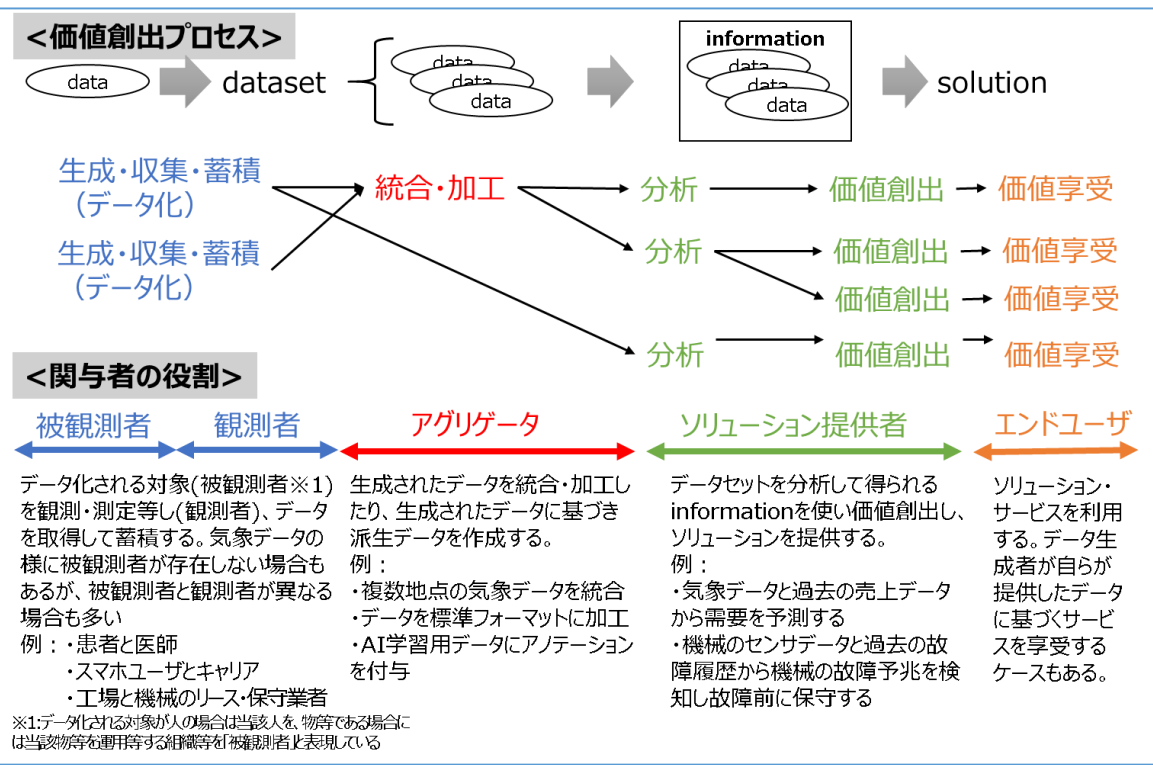
- ① 関係省庁がデジタル庁と協力して実装をめざす分野別のPF
 - 1. **重点的に取り組むべき分野 (健康・医療・介護、教育、防災、農業、インフラ、スマートシティ)**
⇒関連省庁がデジタル庁と協力して2025年までに実装をめざす
 - 2. **上記以外の準公共分野 (モビリティ、港湾)、相互連携分野 (電子インボイス、契約・決裁)**
⇒関連省庁がデジタル庁と協力しPFの在り方を検討
- ② 分野横断のデータ連携基盤DATA-EX
分野間データ連携基盤の機能開発・提供と共に、GAIA-X等諸外国のデータ連携基盤との相互運用も検討

想定読者： ①PF運営者、②関係省庁及びデジタル庁のPF担当者、③PFへの参加事業者

「デジタル社会の実現に向けた新重点計画」において、準公共等の各分野のPFが備えるべきデータ取扱いルールについて、ガイドンスを参照し検討を進める旨を記載予定(12月閣議決定予定)。

ガイドンスver1.0のポイント ①

ポイント1：①価値創出プロセスを俯瞰し、各関係者の利害・関心を把握することで、ルール実装対象のPFにおけるステークホルダーとステークホルダーが抱く懸念・不安感を把握
②ステークホルダーの懸念・不安感がどの程度データ流通の阻害要因（＝リスク）となるか分析し、その影響度と発生頻度からリスク対応のポリシーを決定



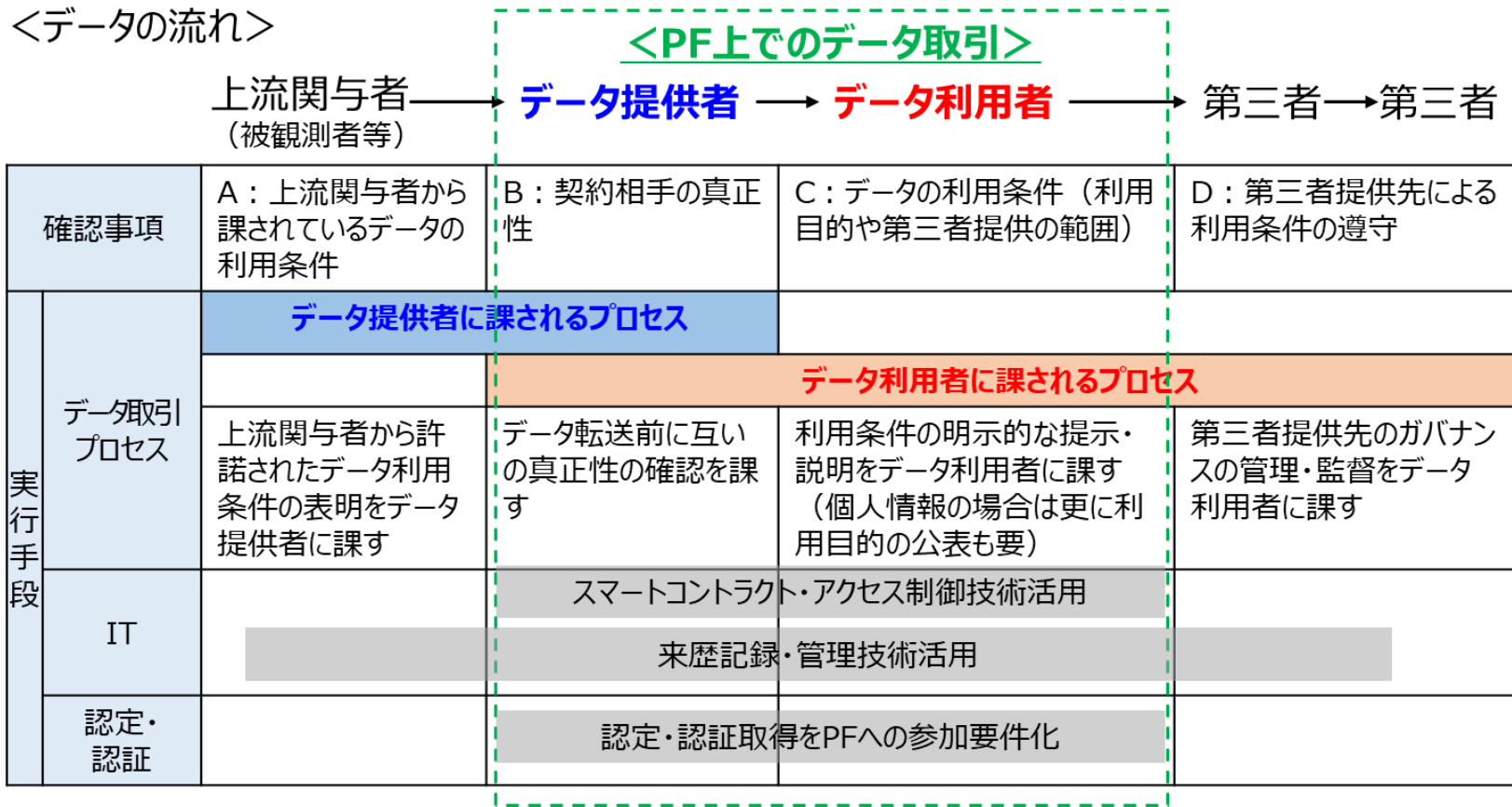
<リスク対応ポリシー>

	影響小	影響大
発生頻度高	軽減： リスクを受容可能なレベルに減らす	回避： 価値創出プロセスを見直し、リスクの原因を取り除く
発生頻度低	受容： 対策を行わずに受け入れる	転嫁： リスクの結果と責任を第三者へ移す (例：情報漏えい保険加入)

PF上でデータを取引するデータ提供者・利用者だけでなく
①上流側：データが表現している対象（被観測者）や ②下流側：エンドユーザもステークホルダーと捉え懸念・不安感を払拭することが必要

ガイドンスver1.0のポイント ②

ポイント2: ポイント1で特定されたステークホルダーの懸念・不安感を払拭するために、PF上でデータを取引する当事者が①確認すべき事項と、その②実行手段を示したソフトロー（＝データのコントローラビリティを確保）

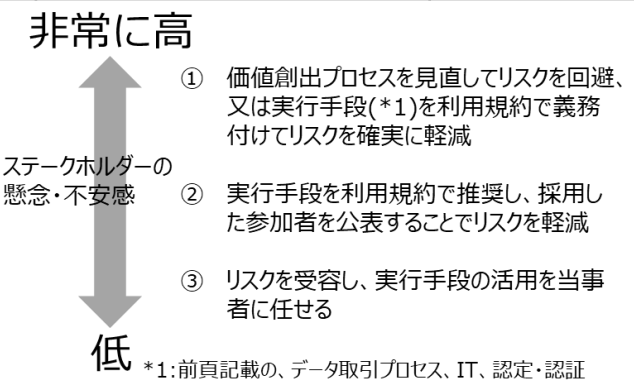


- PF上でのデータ取引だけでなく、被観測者やデータ提供者にデータを提供する者といった上流関与者や、データ利用者からデータを受け取る第三者まで含めて、データのコントローラビリティを確保
- ガイドンスでは、ノンパーソナルデータ、パーソナルデータ各々について、上記フレームワークを用いてPFの利用規約を検討する際の視点を詳細に説明

ガイドンスver1.0のポイント ③

ポイント3: 懸念・不安感の程度に応じたルール設計

データの種別	ステークホルダーの懸念・不安感	
パーソナルデータ	① 人種・信条・病歴等、不当な差別等が生じないよう配慮を要する個人情報	非常に高
	② 個人を特定可能な情報	高
	③ 個人の特定はできない情報	個別事情による
ノンパーソナルデータ	④ 技術ノウハウ等、原則秘匿、極めて限られた相手以外には開示不可能なデータ	非常に高
	⑤ 保守に用いる稼働データ等、利用条件付きで第三者提供可能なデータ	高
	⑥ オープンデータ	低



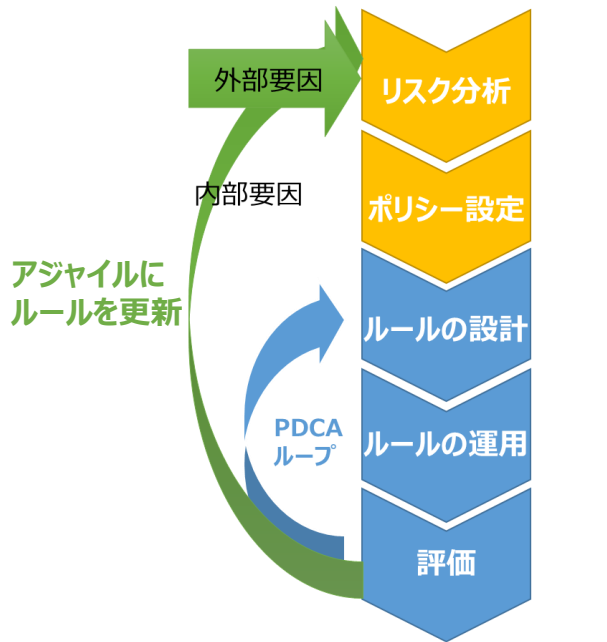
ステークホルダーが抱く懸念・不安感の程度に応じ、ルールの厳しさを選択

ポイント4: 参加資格管理によるガバナンス確保

参加資格管理によるガバナンス確保	
参加資格の審査	利用規約に則り、PFへの参加資格を審査・決定
↓	
ルール運用状況の確認	利用規約の遵守状況を確認
↓	
ルール違反の審査・ペナルティの執行	確認結果や紛争当事者からの申し立てに基づき、利用規約違反を審査し、ペナルティを決定・執行。最終的には参加資格をはく奪

参加資格管理によって、ルール遵守の実効性（PF参加者のガバナンス）を確保

ポイント5: ルールをアジャイルに更新



ステークホルダーの懸念・不安感は

- 内部要因：ネットワーク外部性の増大、取り扱われるデータ種別の拡大、等
- 外部要因：技術の進展、社会のデータ利活用に対する受容性、国際的なデータ取扱いルールの動向等によって変化。

⇒変化に対応してルールを更新

今後の予定と課題

今後の予定

- ~12/16 パブリックコメントを募集中
- 12月末の公表をめざす

今後の課題

1. 個別のPFの構築検討途上で判明する課題を、ガイダンスへ反映・改訂
2. 適切なルール策定・運用の担保策（国の関与の要否・方法）の検討
3. ルール運用の結果判明する課題への対応・ガイダンスの見直し

ガイダンスver1.0は素案

実際のPF構築・運営の過程で判明する課題を踏まえて継続的に改訂